

元水推第 70 号  
令和元年 6 月 4 日

水産政策審議会

会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛

内水面漁業の振興に関する法律第 30 条において準用する漁業法第 58 条  
第 1 項の規定に基づきうなぎ養殖業について公示すべき事項及び当該  
公示に係る許可の有効期間について（諮問第 316 号）

うなぎ養殖業につき、別紙の公示案により、許可をすべき水産動植物の総量及び  
許可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を令和元  
年 11 月 1 日から令和 2 年 10 月 31 日までと定めたいので、内水面漁業の振興に  
関する法律（平成 26 年法律第 103 号）第 30 条において準用する漁業法（昭和  
24 年法律第 267 号）第 58 条第 3 項及び第 60 条第 3 項の規定に基づき、貴審  
議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第三十条において読み替えて準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量及び許可を申請すべき期間を次のように定める。

令和元年 月 日

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 許可をすべき水産動植物の総量

にほんうなぎ 二十一・七トン

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 三・五トン

二 許可を申請すべき期間

令和元年六月十八日から同年九月十七日まで

備考

1 この告示に係る許可（以下「許可」という。）の有効期間は、令和元年十一月一日から令和二年十

月三十一日までとする。

2 許可において定める水産動植物の量は、国内で一度も飼育されたことのないうなぎの量とする。

3 許可には、次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一 国内の養殖場で飼育されたことのあるうなぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）を国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、当該既養殖うなぎの出荷先に対し、当該既養殖うなぎの出荷年月日、出荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は名称を記載した書類（以下「出荷書類」という。）を交付しなければならない。

二 出荷書類の交付がなされていない出荷に係る既養殖うなぎについては、これを養殖してはならない。

三 既養殖うなぎを養殖したときは、その都度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

四 にほんうなぎ以外の種のうなぎを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない。